

## 藤枝市ホームページ広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、藤枝市広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、藤枝市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 市ホームページ

藤枝市が管理するウェブページをいう。

(2) バナー広告

市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主が指定するウェブサイト  
にリンクするものをいう。

(3) 広告代理店

市ホームページのバナー広告枠を購入する民間事業者等をいう。

(4) 広告主

市ホームページへバナー広告を掲載する民間事業者等をいう。

### (広告の規格等)

第3条 広告の種類はバナー広告（以下「広告」という。）とする。

2 広告の掲載場所・規格及び枠数は、原則として次のとおりとする。

(1) 広告掲載の場所 市ホームページトップページ

(2) 広告の規格 大きさ：縦50ピクセル×横250ピクセル

容量：15キロバイト以内

画像形式：GIF形式・JPG形式

アニメーション：可

(3) 広告の枠数 20枠

### (広告に関する事務)

第4条 市長は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 広告代理店及び広告主の募集に関すること。
- (2) 広告枠料の徴収等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告の管理に関すること。

(広告掲載規制業種・事業者)

第5条 次の業種又は事業者の広告は掲載しない。広告掲載中であっても次の業種又は事業者に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関するもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団に関するもの
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネットによる異性紹介事業に関するもの
- (5) ギャンブルに関するもの。ただし、宝くじに関するものは除く
- (6) たばこに関するもの
- (7) 法律の定めのない医療類似行為に関するもの
- (8) 消費者金融・高利貸しに関するもの
- (9) 興信所・探偵事務所に関するもの
- (10) 公的機関・行政機関から指名停止などの行政指導、処分を受けているもの
- (11) 民事再生法又は会社更生法が規定する再生又は更正手続中のもの。ただし、再生又は更正計画が認可されたものはこの限りでない

(広告掲載の要件)

第6条 要綱第3条第11号に規定するものは、次のとおりとする。

- (1) 広告主が明確でなく、責任の所在が不明確なもの及び広告主以外の者の広告掲載となるもの
- (2) 暗号と疑われるもの又は内容の意味が不明なもの
- (3) 権利関係などを確認できない不動産、会員権等に関するもの
- (4) 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、内容が不明確なもの
- (5) 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法

及び返品条件等が不明確なもの

- (6) 比較又は優位性を表現する場合、その条件の明示、及び確実な事実の裏付けがないもの
- (7) 通信教育、講習会等で、その実体、内容又は施設が不明確なもの
- (8) 社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- (9) 非科学的又は迷信に類するもので、読者を迷わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
- (10) 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、営業妨害となるおそれがあるもの
- (11) 氏名、写真、談話及び商標、著作物などを無断で使用したもの
- (12) 寄付金の募集に関するもの
- (13) 医薬品的な効能・効果を過剰に表現しているもの
- (14) 投機、射幸心を著しくあおる内容のもの
- (15) 出資者及び出資金の募集に関するもの
- (16) 靈感商法等の不良商法と認めるもの
- (17) 債権取り立て、回収等の内容のもの
- (18) 特殊な結社団体のもの
- (19) 健康的・教育的に配慮する必要があるもの
- (20) 健康食品（特定健康用食品は除く）、火薬、危険度の高い金融商品などで消費事故が起こるおそれがあるもの
- (21) 法規に触れる危険物に関するもの
- (22) 皇室の写真、紋章、その他皇室関係のものを使用したもの
- (23) 誇大広告、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (24) 求人広告又はこれに類するもの
- (25) 個人の氏名広告
- (26) 解雇広告
- (27) 名刺広告、謝罪・釈明に当たるもの及び売名行為が目的のもの
- (28) 内容・デザイン及び色調等が、掲載する広告媒体になじまないもの
- (29) 公共の安全又は福祉を脅かす恐れのある団体又はその団体に属する者に関するもの
- (30) 藤枝市が推奨をしているかのような表現を含むもの
- (31) 藤枝市の推進している施策に反するもの

- (32) 要綱第5条に規定する藤枝市広告審査委員会が、広告掲載が適当でないと判断するもの
- (33) その他市長が掲載を不相当と認める広告

(広告枠の販売方法)

第7条 広告枠の販売は、広告代理店に対して行うものとする。ただし、広告代理店が購入を希望する広告枠数が、販売予定枠数に達しない場合に限り、残分の広告枠について、市が直接、広告主を募集し販売することができるものとする。

(広告代理店の募集)

第8条 市長は、広告枠の販売を決定した場合、藤枝市物品の製造等に係る市登録業者のうち、業種名「広告・催事等の企画運営」を営むもの（以下「市登録業者」という。）に対し、随時、広告代理店の募集を行うことができるものとする。

(広告代理店の決定)

第9条 市長は、市登録業者で広告枠の購入を希望するものと協議を行い、広告掲載枠の販売枠数を決め、広告代理店を決定する。

(広告の掲載期間)

- 第10条 広告を掲載する期間は、1か月単位（毎月1日から末日まで）とする。
- 2 広告主が希望する場合、市長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。ただし、複数月の申込み及び掲載は当該年度末までとする。
- 3 広告は、掲載開始日の午前9時から掲載をはじめ、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。

(広告掲載の申込み)

第11条 広告主は、藤枝市ホームページ広告掲載申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、掲載を希望する月の前月10日までに広告代理店を通じて市長に申請するものとする。ただし、第7条ただし書に基づき、市が広告枠を直接、広告主に販売する場合は、市に直接、申請するものとする。

(広告原稿の作成)

第12条 広告原稿は、広告代理店及び広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の決定)

第13条 市長は第11条の規定により申請があった場合は、速やかに掲載内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、藤枝市ホームページ広告掲載決定通知書(第2号様式)及び藤枝市ホームページ広告非掲載決定通知書(第3号様式)により、広告代理店を通じて通知するものとする。ただし、第7条ただし書に基づき、市が広告枠を直接、広告主に販売した場合には、広告主に直接、通知するものとする。

2 市長は、当該広告主に藤枝市税等の滞納があるときは、広告の掲載を承諾しないことができる。

(広告枠料)

第14条 広告枠料は、類似広告の市場価格を勘案し、市長が定める。

(広告の内容、デザイン等)

第15条 広告の内容及びデザイン等については、藤枝市ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、審査を行うものとする。

2 デザイン等の広告表現に関する基準は、市長が別に定める。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、広告のリンク先として指定したウェブサイトには事故・障害等が発生した場合は、速やかに市に連絡し、その対応について協議しなければならない。

(広告掲載の取り消し)

第17条 市長は、要綱第10条及び第11条の規定により広告の掲載の決定を取り消した場合は、広告代理店又は広告主に催告その他の手続きを要することなく

広告の掲載を中止すること、又は決定を取り消すことができるものとする。

(裁判管轄)

第18条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は藤枝市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(協議)

第19条 この要領に定めのない事項については、市と広告代理店又は広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成25年1月28日決裁)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。